

# 中小企業お役立ち情報

～ 大阪産業局から、中小企業の皆様に成長と発展に役立つ情報をお届けいたします ～

2022.  
10月号  
[No.36]



## 業務改善助成金（特例コース）

【厚生労働省】

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

対象事業者（事業場） 対象事業者が拡充、賃上げ対象期間が延長されました。比較対象期間も見直されています。

- ①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が比較対象期間より30%以上減少
    - ・比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - ・比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - NEW!** ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月ににおける利益率が5%ポイント以上低下
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること

## 助成額・助成率

助成率が引き上げられました（一部）。

最大100万円（対象経費の合計額×助成率） 事業場内最低賃金 920円未満：4/5 920円以上：3/4

## 助成対象経費

生産性向上等に資する設備投資等：：：機械設備\*、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練 など  
\*PC・スマホ・タブレットの新規購入、乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車なども対象  
業務改善計画に計上された関連する経費：：：広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設 など  
※関連する経費は、生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 申請期間

期限が延長されました。

令和5年1月31日まで

## お問合せ先

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440（平日8:30～17:15）



## 生産性革命推進事業〈補助金〉

【経済産業省】

生産性は、投入資源に対して、どれだけ付加価値が得られたかを示す指標。生産性を高めるには、●提供するサービスの価値を高める、●業務を効率化しコストを削減する、のいずれか、またはその両方を実現させることが必要です。  
中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する4つの補助金。通年での公募となっていますので、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで申請・事業実施が可能です。

## 申請受付

ものづくり補助金	第12次	令和4年10月24日まで	第13次	令和4年度公募 最終(予定)
持続化補助金	第10回	令和4年12月上旬(予定)まで	第11回	令和5年2月下旬(予定)まで
IT導入補助金	令和4年10月31日まで（通常枠7次、セキュリティ対策推進枠3次、デジタル化基盤導入枠14次） ※各枠について、以降の受付あり			
事業承継・引継ぎ補助金	第3次	令和4年10月上旬～11月下旬	第4次	12月下旬～2023年2月上旬

生産性革命推進事業に係る補助金 お問合せコールセンター ☎ 03-6837-5929（平日9:00～18:00）

※補助金ごとにそれぞれのお問合せ先もあります。詳しくは、各補助金のサイトで確認ください。



## インターネット《事業引継ぎ支援》プロジェクト

【大阪府】

後継者がいなくてお困りになっておられませんか？ 休廃業を考えられる前に、M&Aを検討されてはいかがでしょうか。  
事業用資産、優れた技術・ノウハウ・人脈等を引き継ぐ相手を探されるためのM&A会社への登録を専門家が支援します。（無料）

支援対象	事業譲渡を検討されている経営者
対象要件	中小企業者及び小規模事業者で、大阪府内に本店または事業所がある方
支援内容	専門家が、民間M&Aプラットフォーム(*)への登録までのアドバイスをを行います * 株式会社M & A サクシード、株式会社トランビ、株式会社バトンズ ・ 譲渡成立に向けた会社概要の作成方法や株価算定などによる妥当な資産価値、アピールポイントなどをアドバイス ・ 登録後の流れを説明 ※ プラットフォームへの登録以降の手続きについては、支援対象外です
募集期間	支援対象事業者数に達し次第、終了
申込方法	HP上の申込フォーム(WEB申込)または、チラシをダウンロードし裏面の申込書をFAXまたはメール
お問合せ先	インターネット《事業引継ぎ支援》プロジェクト 運営事務局 （公益財団法人大阪産業局 産業振興部） ☎ 06-4708-7027 E-mail : chiiki_ma@obda.or.jp



## 大阪府受動喫煙防止対策補助制度

【大阪府】

健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例により、一部の飲食店を除き、店内(屋内)は原則禁煙となり、店内でたばこを吸う場合は、専用の喫煙室が必要となっています。

大阪府では、条例の施行により規制の対象となる府内飲食店が、受動喫煙防止対策として喫煙専用室等を整備する場合、または、全面禁煙する場合に経費の一部を補助する制度があります。

補助対象 (要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大阪府内で令和2年4月1日以前から継続して営業している飲食店である</li> <li>● 個人経営または中小企業経営(資本金等5,000万円以下)である</li> <li>● 補助対象とする飲食店の客席面積が100㎡以下である</li> </ul> <small>※ただし、従業員を雇用しない客席面積が30㎡以下の飲食店を除く</small>
--------------	--

### 喫煙専用室等設置事業

補助対象経費	下記①～③の設置改修にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費 など ① 飲食店内での 喫煙専用室の設置、改修 ② 飲食店内での 加熱式たばこ専用喫煙室の設置、改修 ③ 飲食店敷地内での 閉鎖型の屋外喫煙場所の設置、改修
補助額	補助基準額(300万円)または総事業費のいずれか低い方の3/4から国の助成金を控除した額 ※ <u>事前に</u> 国の助成制度の交付決定を受ける必要があります

### 全面禁煙化事業 (令和4年度新規)

補助対象経費	全面禁煙化にかかる改装等に要する壁紙の張替等の工事、客席で用いる備品費 など
補助額	補助基準額(20万円)または総事業費のいずれか低い方の 3 / 4 <small>※ 既存の喫煙室の撤去が含まれる場合は、基準額が30万円になります</small>
お問合せ先	大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口 （公益財団法人大阪産業局 よろず支援拠点内） ☎ 06-6266-1977 （平日 9:00～17:30）



## つながる特許庁

知財を身近に感じていただき、また、各地の取組を全国につなぐことにより地域の発信を支援するイベント「つながる特許庁」が全国6都市で開催されます。開催地域における企業、支援機関等による知財の先進的な取組事例の紹介、各分野の第一線で活躍している専門家等を講師に迎えた、知財の気づきとなるセミナー(会場参加・オンライン参加)のほか、現地では、知財や経営に関するお悩みにお答えする「相談コーナー」も設置されます。

つながる特許庁 in KANSAI 日時：令和4年11月14日(月) 場所：大阪市

※イベントの詳細や参加申込方法（会場参加・オンライン参加）、オンライン視聴方法等の情報については、未定。HPでご確認ください。



「中小企業お役立ち情報」のバックナンバーは、大阪産業局のホームページでご覧いただけます。



<< 情報提供者 >>